

公認審判員の活動再開に向けたガイドライン（第1版）

（一社）宮城県バスケットボール協会 審判委員会

1 趣旨及び目的

- （１） このガイドラインは、（公財）日本バスケットボール協会（以下「JBA」）及び（一社）宮城県バスケットボール協会（以下「MBA」）が定めるガイドラインを踏まえ、本県所属公認審判員（以下「公認審判員」）が宮城県内で開催される各カテゴリの公式大会、各種大会や講習会に参加する際の指針・基準として定める。
- （２） このガイドラインは、公認審判員の安全・安心を最優先で確保するとともに、県内で開催される大会や講習会等に最大限協力することにより、本県の競技力向上に引き続き資することを目的とする。
- （３） このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、必要に応じて順次改定する。

2 適用範囲

- （１） このガイドラインは、県内で開催される公式大会やカップ戦など公式大会に準じた大会（以下「公式大会等」）及び講習会に適用する。
- （２） 各チーム等が主催する練習試合についても、公認審判員として参加する場合は、大会等に準じてガイドラインを適用することを原則とする。
- （３） このガイドラインは、公認審判員全てに適用する。

3 審判委員会の役割

- （１） 審判委員会は、公式大会等において、審判割り当て担当責任者（以下「割当責任者」）及び感染対策責任者を指定することとする。
- （２） 審判委員会または割当責任者は、大会の開催にあたって、事前に主催者と感染防止対策について十分に協議したうえで、最大限協力することとする。なお、協議の際には、公認審判員の数不足の可能性があること、その場合主催者に帯同審判員の確保や未公認審判員へ協力等を依頼する可能性があることを伝える。また、審判員の確保が困難な場合は、大会の実施方法の変更や延期・中止について検討する必要があることを伝える。
- （３） 審判委員会または割当責任者は、主催者から大会の開催について協議があった場合は、感染拡大防止対策が十分に講じられているかを確認しなければならない。
- （４） 審判委員会または割当責任者は、審判員に対して大会や講習会への参加申込みを募る場合は、原則3週間前までに主催者が定めた感染拡大防止対策を周知しなければならない。
なお、大会や講習会への参加については、審判員の自由意志・自己判断であること、不参加と判断した審判員が、今後の活動において不利益等が生じないよう十分配慮することを明確にしたうえで、参加申込みを受け付けることとする。
- （５） 審判委員会または割当責任者は、上記3（４）より審判員数が不足し、大会運営に支障が生じることが明らかになった場合は、大会の開催可否、開催方法の変更、

帯同審判員の確保，未公認審判員の協力等について，改めて主催者と協議しなければならない。

- (6) 審判委員会または割当責任者は，参加する審判員に自己管理用のチェックシートの作成と提出用チェックシートの提出について周知することとする。
- (7) 審判委員会または感染対策責任者は，参加する審判員に大会当日までの2週間分のチェックシートの提出を求め，適切に確認，管理することとする。
- (8) 審判委員会または割当責任者は，大会や講習会の開催にあたり，審判割当をはじめ大会運営に関する事項について，随時MBA，主催者，関係機関と連携し，情報共有を図ることとする。
- (9) 審判委員会または割当責任者は，審判割当の作成にあたり，参加する審判員の感染リスクを軽減するため，大会の開催場所，参加する審判員の移動距離や交通方法等を踏まえ，担当ゲーム数や宿泊等について考慮することとする。
- (10) 審判委員会は，本県審判員の活動再開に向けて積極的な情報提供に努めることとする。

4 公認審判員の役割，責任

- (1) 公認審判員は，審判活動の再開にあたり，JBA及びMBAが定めるガイドライン，さらには，このガイドラインを順守しなければならない。
- (2) 公認審判員は，検温を実施して自己管理用チェックシートを作成し，日頃の体調管理に努めることとする。
- (3) 公認審判員は，大会の参加について，主催者が定める感染拡大防止対策を確認のうえ，自由意志・自己判断で申込みをすることとする。
また，大会の参加にあたり，配慮を要する事項等がある場合は，参加申込み時までに審判委員会または割当責任者に相談することとする。
- (4) 公認審判員は，大会に参加する場合は，提出用チェックシートを審判委員会または感染対策責任者に提出しなければならない。
- (5) 公認審判員は，大会への参加申込後，体調に不安がある場合や体調を崩した場合は，速やかに審判委員会または割当責任者に申し出なければならない。
- (6) 公認審判員は，大会に参加する場合は，主催者が定める感染拡大防止対策を順守しなければならない。

5 その他活動再開，大会参加に向けた留意事項

- (1) 公認審判員は，活動の再開，公式大会等への参加にあたり，随時，感染拡大防止対策等の最新情報の確認に努めることとする。
- (2) 公認審判員は，宮城県外において公式大会等に参加する場合は，MBA審判委員会委員長に事前に連絡のうえ，了承を得ることとする。
- (3) 公認審判員は，このガイドラインに明記されていないこと，不明な点や疑問点等がある場合は，随時MBA審判委員会に照会・確認することとする。

※ JBAが定めるガイドライン <http://www.japanbasketball.jp/news/55909>